（掛金納付月数の通算等）

第四十条　平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納付月数の通算は、同条第一項に規定する退職金共済契約（以下この項及び第四十二条において「退職金共済契約」という。）の効力が生じた日の属する月から当該通算する月数分遡った月における同日に応当する日（当該同日に応当する日がない月においては、当該月の末日）に退職金共済契約の効力が生じ、かつ、当該応当する日の属する月から当該退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの間、当該退職金共済契約の効力が生じた日における当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金月額により掛金が納付されたものとみなし、当該期間に係る掛金納付月数を通算することにより行うものとする。

2　平成二十五年改正法附則第三十六条第二項の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合（同条第八項の規定に基づき交付額が交付された場合（次項に規定する場合を除く。）を含む。）における中小企業退職金共済法第十条第二項（同法第十六条第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び第三十条第二項（同条第三項第二号の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）並びに中小企業退職金共済法施行規則（昭和三十四年労働省令第二十三号）第十九条第二項、第三十条の規定、第四十七条及び第四十九条の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ	掛金納付月数	掛金納付月数（退職金共済契約の効力が生じた日の属する月前については、退職金共済契約の効力が生じた日の属する月から掛金納付月数に通算した月数分遡った月における同日に応当する日（当該同日に応当する日がない月においては、当該月の末日）の属する月から退職金共済契約の効力が生じた日の属する月の前月までの間、当該退職金共済契約の効力が生じた日における当該退職金共済契約の被共済者に係る掛金月額により掛金が納付されたものとみなし、当該期間に係る掛金納付月数を含む。）
中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号ロ	第十条第二項	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十六条第二項
中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項各号列記以外の部分	第十八条	第十八条若しくは公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三十六条第二項
	受入れ	受入れ、平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の交付

中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項第一号	第十八条	第十八条又は平成二十五年改正法附則第三十六条第二項
	退職金の額	退職金の額（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。以下この項、第三十条、第四十七条及び第四十九条において同じ。）の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。）
中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項第二号	受入れ	受入れ又は平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の交付
	同条第二項第二号イ	法第三十条第二項第二号イ
	計算後受入金額	計算後受入金額及び平成二十五年改正法附則第三十六条第八項に規定する元利合計額
中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項第三号	退職金の額	退職金の額（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。）
	同条第四項	法第五十五条第四項
中小企業退職金共済法施行規則第三十条第一項	解約手当金の額	解約手当金の額（平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして算定して得られる額に限る。）
中小企業退職金共済法施行規則第三十条第二項	として算定して得られる額	のうち平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の規定による交付額の交付がなかつたものとみなして算定して得られる額
中小企業退職金共済法施行規則第四十七条	場合	場合又は第四十五条の掛金負担軽減措置を受けた共済契約者（平成二十五年改正法の施行の日前から共済契約を引き続き締結している者を除く。）に係る平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出が行われた場合
中小企業退職金共済法施行規則第四十九条	場合を含む。	場合を含み、第四十五条の掛金負担軽減措置を受けた共済契約者（平成二十五年改正法の施行の日前から共済契約を引き続き締結している者を除く。）に係る平成二十五年改正法附則第三十六条第一項の申出が行われ、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第四十条第二項の規定により第四十七条を読み替えて適用する場合を除く。

3　改正後確定給付企業年金法附則第二十八条第二項の規定による掛金納付月数の通算が行われた場合であって、かつ、平成二十五年改正法附則第三十六条第八項の規定に基づき交付額が交付された場合における中小企業退職金共済法第十条第二項及び第三十条第二項並びに中小企業退職金共済法施行規則第十九条第二項、第三十条及び第四十条第一項の規定の適用については、確定給付企業年金法附則第二十八条第一項の被共済者の持分を算定する方法等を定める省令（平成十四年厚生労働省令第一号）第四条第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。